

令和3年度定例監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、阪南市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定例監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

総務部、未来創生部、市民部、健康福祉部、こども未来部、
都市整備部、生涯学習部、議会事務局、会計課、農業委員会

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、
正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運
営の合理化に努めているかを着眼点とした。

5 監査の主な実施内容

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係部署の説明を求
め、また、必要により現地調査を実施した。

6 監査の結果

所管する事務事業は、適正に執行されているものと認められた。

7 監査委員の意見

今回の監査を踏まえ、次の部局における意見を付記する。

(1) 総務部

行財政構造改革プラン改訂版として職員数の削減は目標値が設定されているが、人件費総額の目標値も必要である。

(2) 未来創生部

住民センターのあり方について、いろいろと細かい調整が必要だとは思われるが、今少しスピード感のある取組を期待する。

本年度の商工費は、当初予算で1億円強（前年対比微減）と僅少であり、「まちの活力創造」としてできることは限定される。そこでは、少額といえども「特に有効かつ効率的な執行」が必要と思われる。

「阪南市商工会運営補助金」など、補助金支出の必要性について異存はないものの、補助金額の算定方法等に工夫があってもよいのではないか。具体的には、①他市の商工会の会員数に対する補助金と本市のそれに対する補助金を比較検討してはどうか。②活力創生のための商工振興策等を商工会側に提示させ、その内容の優劣を評価して補助金額に差をつけるなどの方法はどうか。これは、商工会側のモチベーション向上策でもある。

阪南市観光協会補助金について、的確な効果判定等が困難な事業だとは思いますが、前記と同様に「特に有効かつ効率的な執行」の観点から、可能な限り正確な効果判定を行い、次年度以降の事業見直し等の要否を行うことが必要だと思われる。

市ウェブサイトのバナー広告掲載料について、売上目標を掲げて目標売上高を達成すべく努力するなど、適切な効果測定を行うことも必要である。

(3) 市民部

生活環境課の「空き地」対策、都市整備課の「空き家」対策に関

連して、市の指導等に従わない所有者については、市が有する権限や情報などを結集して対応にあたるのが効果的である。また、「空き地」対策（生活環境課）と「空き家」対策（都市整備課）は、統一してどちらかが担当すべきと考える。

法人市民税申告データと国（税務署）・府の法人関係税申告データとの情報交換により、法人市民税の捕捉率向上に努めていただきたい。

償却資産税について、所得税確定申告時に個人事業主の決算書（減価償却資産）から償却資産を捕捉すべきである。

（４）健康福祉部

生活保護扶助事業について、本市の個別事情はあるとしても、保護率が府平均や全国平均を大きく下回っており、的確な扶助判定など職員の努力によるところも大きいと思うが、今後も「その他」類型該当者の要否判定など、的確な事務処理を期待したい。

生活困窮家庭の中学生への学習支援事業が、令和２年度で廃止されている。希望者がいないことによるものではなく、他の類似事業に統合されたものでもない。的確な効果測定を行った上での事業廃止なのか。貧困の連鎖防止のためにも、応募者多数であれば各学校施設を利用するなど、実施方法を工夫して事業を継続すべきと考える。

各種補助事業について、コロナ禍の影響により事業の一部が中止等となった場合の減額について、的確に行っていただきたい。

シルバー人材センター運営費補助金について、見守り活動等の労働の対価があるのであれば交付は続けるべきである。労働対価のない部分（管理運営等）があり、かつ、市の負担があるのであれば、財政非常事態宣言中のため見直しが必要である。

阪南市老人クラブ連合会への補助金について、その公益性の程度

と補助金額が見合っているのか、原点に返って検討することも必要である。

国民健康保険料の滞納処理について、日頃から十分に努力いただいていると思うが、不納欠損額の圧縮に向けて、なお一層の努力をお願いしたい。

(5) こども未来部

認定こども園について、国は内閣府、厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ所掌しており、市においても「こども未来部」と「生涯学習部」が別々に所掌している。確かに、厚生労働省と文部科学省とでは極端に性格の違う省庁なので、通達の理解や担当課との折衝など、別々のセクションで対応した方が便利な面もあるかも知れないが、効率性・統一性等の観点から同じセクションで所掌すべきではないか。

(6) 都市整備部

空き家対策について、倒壊のリスクが高いだけでなく、放火や不法投棄、不審者の侵入、家財の盗難などが多発するおそれがあり、近隣住民の方の生活上の大きな不安要素となっている。少子高齢化の進展により、今後も空き家は増加していくことが予想されることから、効果的な対策を検討いただきたい。

(7) 生涯学習部

G I G Aスクールについて、昨年度末に校内ネットワークの構築及び生徒・教職員全員へのタブレット端末の導入が完了し、当初の文部科学省ロードマップの5カ年計画を前倒しで、ハード面の体制は整った。今後は、ソフト面の整備であるが、中央（文部科学省）からの学習プログラム等の導入を待つだけでなく、各学校現場の工

夫等により、独自・多様な形でのハードの利活用を積極的に行っていただきたい。この場合、各学校での独自・多様な利活用の中で、有効な活用事例や効果的な有料アプリなどの情報があれば、教育委員会等を通じて学校間でそれらの情報を共有し、利活用の更なる向上に資することも必要である。

小中学校就学支援関係について、「就学機会」は等しく提供されているものの、各児童生徒の「就学環境」については、保護者の経済状況や家庭環境などによってかなりバラツキがあるように思われる。これにより児童の学力等に格差が生じることは決して好ましいことではないので、少しでも緩和できるような支援事業を工夫願いたい。

外国人英語指導助手配置事業について、本市在住外国人の方に語学教育をお願いしてはどうか。退職された地域の方に、就職されていた仕事の説明を行っていただくのも良いのではないか。いろいろな仕事を知る機会と地域の方との交流になると思われる。

阪南市教育研究協議会補助金について、当協議会の諸活動は、通常、教職員の方が取り組まれる諸活動の範囲内のもので、ことさら補助金の交付の対象とされるべき「教育の振興及び充実を図ることに資する諸活動」であるとまでの認定については若干疑問がある。なお、こうした諸活動に取り組まれる教職員の方には、内容を吟味の上、職務に関連があると判断されるものについては、他の経費等による支弁はできないのか検討されたい。

留守家庭児童会事業と放課後子ども居場所事業は、役割が重なっているように思われる。どちらも小学校を利用すれば良いのではないか。

阪南市文化芸術活動支援助成金について、財政非常事態宣言中であるので見直しが必要である。

(8) まとめ

市の各部・課の事業は、中央（国）の負担金や補助金の種類ごとに事業の仕訳(区分)がされていることが多いように見受けられる。このため、住民にとって相互に関連している事業であっても、別個の事業として実行されることも少なくない。現行の事業仕訳のとおり別個の事業として実施した方が事業予算の管理が明瞭かつ簡潔で、事業効果も捕捉し易いので行政側には都合がよいのかも知れない。

しかしながら、関連する事業を統合して実施する場合と比べると、コストパフォーマンス面で見劣ることも少なくない。また、一般に政策は関係する住民等に等しくその「網掛け」が及ぶことが好ましいが、別個の事業とされた場合は、どうしても「網掛け」に濃淡が生じる。財源が豊富なら、市の独自事業でそれを補完することも可能であるが、現状の財政事情ではそれは困難になっている。

財政非常事態が宣言されたのだから、個別に指摘したもの以外にも、全ての補助金・助成金事業についても見直しが必要である。

市の施設利用料等に関して、例えばコミュニティバスなどは値上げを検討すべきである。

廃校になった学校の取り壊しが進まないのは、住民にとっては不安要素である。市が所有する施設が老朽化すると取壊費用や改装費用の捻出が今後も難しくなると思われる。市所有の既存建築物については、その必要性を十分吟味し、老朽化する前の売却も検討すべきと考える。

財政非常事態というのは、小手先の現状修正くらいでは解決しないのではないか。これまでのやり方を「すべてリセット」する覚悟が必要である。

各種の補助金を削減し施設の利用料を値上げして人件費総額等のコスト削減を図りながら、子どもへの教育に対する投資や市をPRする施策には積極的に投資すべきである。